



産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 27日

埼玉県知事 殿

提出者

住所 愛知県名古屋市中区丸の内3-20-3

氏名 株式会社ナカノフードー建設名古屋支社

執行役員支社長 朴 功

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 052-961-7061

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 ナカノフードー建設名古屋支社
事業場の所在地	愛知県名古屋市中区丸の内3-20-3
計画期間	2023年 4月 1日～2024年 3月31日

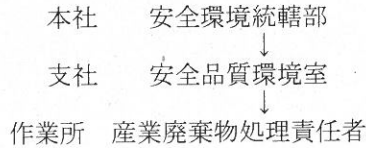
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	06：総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高： 769百万円
③ 従業員数	70名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	建設廃棄物の発生抑制に努め、作業所に分別コンテナ（可燃物、不燃物コンテナ、金属、廃プラ）等を設置し分別を徹底する。作業所より発生する廃棄物は、その収集運搬・処分の許可を得た業者に委託し処理する。廃棄物の確認は建設産業廃棄物管理表（マニフェスト）により検認し、その記録を保管する。99.9%は電子マニフェストを利用。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

(管理体制図) 別紙副産物管理組織系統図添付
 名古屋支社 支社長
 支社廃棄物処理総括責任者 工事部長
 廃棄物処理総括責任者 工事長
 廃棄物処理責任者 各作業所長



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①・②の通り	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ISO14001に基づいた環境保全活動を効果的に推進する事を目標とした環境方針の下、環境目的・目標を達成する為に環境マネジメントシステムを策定し、各人の役割に責任及び権限を定め実行している。作業所環境に合わせた目標値を設定管理。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙①・②の通り	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) コンクリート構造物取り壊しで発生する建設廃棄物は、再資源化施設へ搬出し、再資源化を徹底する。 工事完了時には、発注者に『再資源化報告書』にて報告をする。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 作業所にゴミコンテナを設置し、5品目6区分(可燃物・不燃物・コンガラ・金属・廃プラ・廃プラ(塩化ビニル))を分別。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ゼロエミッション作業場を増やす。(分別率を上げ、分別量を増やし、再資源化に取り組む)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①・②の通り	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ゼロエミッション作業場を増やす。(発生量の減量と、分別率を上げ再資源化に取組む)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙①・②の通り	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ゼロエミッション作業場を増やす。(発生量の減量と、分別率を上げ再資源化に取組む)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2022年年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①・②の通り	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 実施していない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙①・②の通り	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 予定なし			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①・②の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙①・②の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①・②の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ゼロエミッションや、分別する事による再生利用業者に処理委託。優良認定処理業者へ処理を増大する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙①・②の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<p>ゼロエミッションや、分別する事による再生利用業者に処理委託。 優良認定処理業者へ処理を増大する。</p>			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

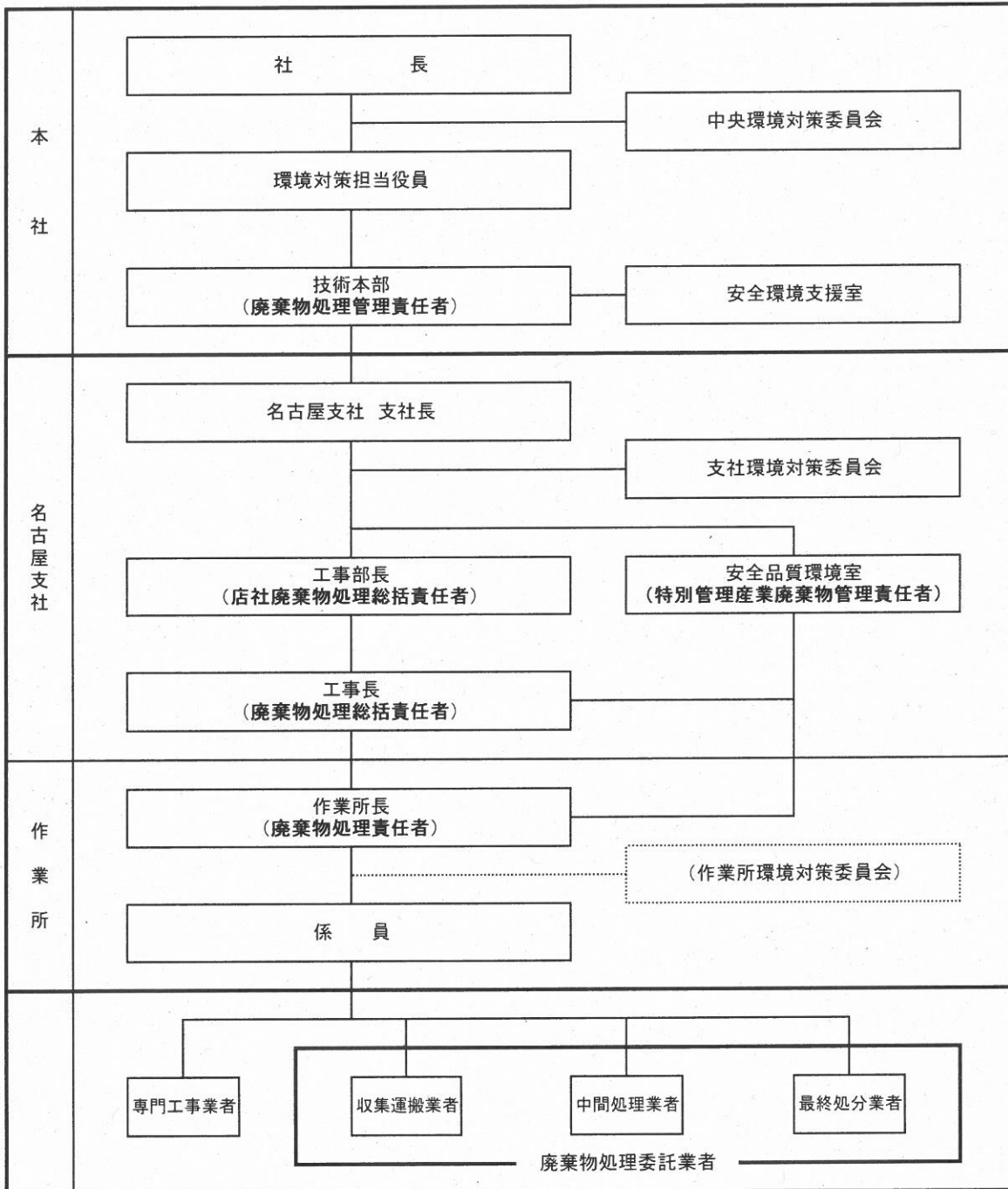
別紙①

【前年度(2022年度)実績】

	廃棄物の種類 名称(任意の名称を記入してください)	汚泥	がれき類	廃プラスチック	木くず					枠外集計
①	排出量(t)	877.8	416.89	13.3	23.57					1331.56
②	自ら再生利用を行った量(t)	0	0	0	0					0
③	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量(t)	0	0	0	0					0
⑤	自ら熱回収を行った量(t)	0	0	0	0					0
⑦	自らの中間処理による減量(t)	0	0	0	0					0
⑩	処理委託した全量(t)	877.8	416.89	13.3	23.57					1331.56
⑪	優良認定処理業者への 処理委託量(t)	877.8	9.35	9.1	0.55					896.8
⑫	再生利用業者への処理委託量(t)	877.8	416.89	13.3	23.57					1331.56
⑬	認定熱回収業者への処理委託量(t)	0	0	0	0					0
⑭	認定熱回収業者以外の熱回収を 行う業者への処理委託量(t)	0	0	0	0					0

建設副産物 管理組織系統図

名古屋支社 安全品質環境室



名古屋支社環境対策委員会

1) 委員構成

- ・委員長 支社長
- ・委員 管理グループ長、設計積算部長、工事部長、安全品質環境室長、調達部長
- ・事務局 安全品質環境室

2) 活動内容

- ・支社方針の決定
- ・社員及び協力会社の教育と啓発
- ・処理業者・再資源化施設の調査と選定
- ・作業所(現場)実務の支援と指導
- ・処理実績の集計と記録の保存
- ・環境パトロールの実施と指導

